

新潟県公安委員会規則第4号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月13日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）に対応する同表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表		別表	
種別	警察本部長が専決できる事務	種別	警察本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
行政 政関 手係 続	(略)	行政 政関 手係 続	(略)
行査 政法 不関 服係 審	行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第21条の規定による審査請求の補正の命令（第48条において準用する場合を含む。）		
(略)		(略)	
犯被 罪害 被害 被害 者等 者の 等支 給援 付に 金関 のす 支る 給法 等律 に関 よ係 る 犯 罪	(1)～(7) (略) <u>(8) 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号。以下「早期援助団体規則」という。）第1条第1項の規定による指定の申請書の受理</u> <u>(9) 早期援助団体規則第2条の規定による指定の公示</u> <u>(10) 早期援助団体規則第3条第1項の規定による変更に係る事項等を記載した届出書の受理</u> <u>(11) 早期援助団体規則第3条第3項の規定による変更に係る事項等の公示</u> <u>(12) 早期援助団体規則第3条第4項の規定による変更後の内容に係る書類の受理</u> <u>(13) 早期援助団体規則第8条第3項の規定による財政の状況又は事業の運営に関する報告又は資料の提出の要求</u> <u>(14) 早期援助団体規則第10条第1項の規定による事業を廃止しようとする理由等を記載した届出書の受理</u> <u>(15) 早期援助団体規則第10条第2項の</u>	犯被 罪害 被害 被害 者等 者の 等支 給援 付に 金関 のす 支る 給法 等律 に関 よ係 る 犯 罪	(1)～(7) (略)

	<u>規定による指定の取消しを受けようとする理由等を記載した申請書の受理</u> <u>(16) 早期援助団体規則第11条の規定による指定等に関する意見聴取</u> <u>(17) 早期援助団体規則第12条の規定による指定の取消しの公示</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)
道路交通関係	(1)～(110) (略) <u>(111) 道交法第108条第1項の規定による免許関係事務の委託</u> <u>(112) (略)</u> <u>(113) (略)</u> <u>(114) (略)</u> <u>(115) (略)</u> <u>(116) (略)</u> <u>(117) (略)</u> <u>(118) (略)</u> <u>(119) (略)</u> <u>(120) (略)</u> <u>(121) (略)</u> <u>(122) (略)</u> <u>(123) (略)</u> <u>(124) (略)</u> <u>(125) (略)</u> <u>(126) (略)</u> <u>(127) (略)</u> <u>(128) (略)</u> <u>(129) (略)</u> <u>(130) (略)</u> <u>(131) (略)</u> <u>(132) (略)</u> <u>(133) (略)</u> <u>(134) (略)</u> <u>(135) (略)</u> <u>(136) (略)</u> <u>(137) (略)</u> <u>(138) (略)</u> <u>(139) (略)</u> <u>(140) (略)</u> <u>(141) (略)</u> <u>(142) (略)</u> <u>(143) (略)</u> <u>(144) (略)</u> <u>(145) (略)</u> <u>(146) (略)</u> <u>(147) (略)</u> <u>(148) (略)</u> <u>(149) (略)</u> <u>(150) (略)</u> <u>(151) (略)</u>	道路交通関係	(1)～(110) (略) <u>(111) (略)</u> <u>(112) (略)</u> <u>(113) (略)</u> <u>(114) (略)</u> <u>(115) (略)</u> <u>(116) (略)</u> <u>(117) (略)</u> <u>(118) (略)</u> <u>(119) (略)</u> <u>(120) (略)</u> <u>(121) (略)</u> <u>(122) (略)</u> <u>(123) (略)</u> <u>(124) (略)</u> <u>(125) (略)</u> <u>(126) (略)</u> <u>(127) (略)</u> <u>(128) (略)</u> <u>(129) (略)</u> <u>(130) (略)</u> <u>(131) (略)</u> <u>(132) (略)</u> <u>(133) (略)</u> <u>(134) (略)</u> <u>(135) (略)</u> <u>(136) (略)</u> <u>(137) (略)</u> <u>(138) (略)</u> <u>(139) (略)</u> <u>(140) (略)</u> <u>(141) (略)</u> <u>(142) (略)</u> <u>(143) (略)</u> <u>(144) (略)</u> <u>(145) (略)</u> <u>(146) (略)</u> <u>(147) (略)</u> <u>(148) (略)</u> <u>(149) (略)</u> <u>(150) (略)</u>

(152) (略)
(153) (略)
(154) (略)
(155) (略)
(156) (略)
(157) (略)
(158) (略)
(159) (略)
(160) (略)
(161) (略)
(162) (略)
(163) (略)
(164) (略)
(165) (略)
(166) (略)
(167) (略)
(168) (略)
(169) (略)
(170) (略)
(171) (略)
(172) (略)
(173) (略)
(174) (略)
(175) (略)
(176) (略)
(177) (略)
(178) (略)
(179) (略)
(180) (略)
(181) (略)
(182) (略)
(183) (略)
(184) (略)
(185) (略)
(186) (略)
(187) (略)
(188) (略)
(189) (略)
(190) (略)
(191) (略)
(192) (略)
(193) (略)
(194) (略)
(195) (略)
(196) (略)
(197) (略)
(198) (略)
(199) (略)
(200) (略)
(201) (略)
(202) (略)

(151) (略)
(152) (略)
(153) (略)
(154) (略)
(155) (略)
(156) (略)
(157) (略)
(158) (略)
(159) (略)
(160) (略)
(161) (略)
(162) (略)
(163) (略)
(164) (略)
(165) (略)
(166) (略)
(167) (略)
(168) (略)
(169) (略)
(170) (略)
(171) (略)
(172) (略)
(173) (略)
(174) (略)
(175) (略)
(176) (略)
(177) (略)
(178) (略)
(179) (略)
(180) (略)
(181) (略)
(182) (略)
(183) (略)
(184) (略)
(185) (略)
(186) (略)
(187) (略)
(188) (略)
(189) (略)
(190) (略)
(191) (略)
(192) (略)
(193) (略)
(194) (略)
(195) (略)
(196) (略)
(197) (略)
(198) (略)
(199) (略)
(200) (略)
(201) (略)

	(203) (略)		(202) (略)
	(204) (略)		(203) (略)
	(205) (略)		(204) (略)
	(206) (略)		(205) (略)
	(207) (略)		(206) (略)
	(208) (略)		(207) (略)
	(209) (略)		(208) (略)
	(210) (略)		(209) (略)
	(211) (略)		(210) (略)
	(212) (略)		(211) (略)
	(213) (略)		(212) (略)
	(略)		(略)
災	(1)～(3) (略)	災	(1)～(3) (略)
害	(4) <u>災対法第76条の4第1項の規定による道路管理者への要請</u>	害	
対	(5) (略)	策	(4) (略)
策	(6) (略)	基	(5) (略)
基	(7) (略)	本	(6) (略)
本	(8) (略)	法	(7) (略)
法	(9) (略)	関	(8) (略)
関	(10) (略)	係	(9) (略)
係	(11) (略)		(10) (略)
	(12) (略)		(11) (略)
	(13) (略)		(12) (略)
	(14) (略)		(13) (略)
	(15) <u>災対法施行令第33条の3第1項の規定による道路管理者からの通知の受理</u>		(14) (略)
	(16) (略)		(15) (略)
	(17) (略)		(16) (略)
	(18) (略)		(17) (略)
	(19) (略)		(18) (略)
	(20) (略)		(19) (略)
	(21) (略)		(20) (略)
	(22) (略)		(21) (略)
	(23) (略)		(22) (略)
	(24) (略)		(23) (略)
	(25) (略)		(24) (略)
	(26) (略)		(25) (略)
	(27) (略)		(26) (略)
	(28) (略)		(27) (略)
	(29) (略)		(28) (略)
	(30) (略)		(29) (略)
	(31) (略)		(30) (略)
	(32) (略)		(31) (略)
	(33) (略)		(32) (略)
	(34) (略)		(33) (略)
	(35) (略)		(34) (略)
	(36) (略)		(35) (略)
	(37) (略)		

<u>(38)</u>	(略)	<u>(36)</u>	(略)
<u>(39)</u>	(略)	<u>(37)</u>	(略)
<u>(40)</u>	(略)	<u>(38)</u>	(略)
<u>(41)</u>	(略)	<u>(39)</u>	(略)
<u>(42)</u>	(略)	<u>(40)</u>	(略)
<u>(43)</u>	(略)	<u>(41)</u>	(略)
<u>(44)</u>	(略)	<u>(42)</u>	(略)
<u>(45)</u>	(略)	<u>(43)</u>	(略)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。